

Nuclear Weapon & Nuclear Test MONITOR

核兵器・核実験モニター

323-4
09/3/15

毎月2回1日、15日発行
1996年4月23日
第三種郵便物認可

軍事力によらない安全保障体制の構築をめざして

¥200

発行■NPO法人ピースデポ

223-0062 横浜市港北区日吉本町1-30-27-4 日吉グリーン1F

Tel 045-563-5101 Fax 045-563-9907 e-mail: office@peacedepot.org URL: http://www.peacedepot.org

主筆■梅林宏道 編集長■田巻一彦 郵便振替口座■00250-1-41182 「特定非営利活動法人ピースデポ」

銀行口座■横浜銀行 日吉支店 普通 1561710 「特定非営利活動法人ピースデポ」

動き出した米口核軍縮交渉

12月5日失効の削減条約で

問われるオバマ外交

米口関係の修復はオバマ新政権にとって優先課題である。「核兵器のない世界」を目指すためには、09年12月5日に失効する第一次戦略兵器削減条約（START I）の後継をめぐる米口交渉が、最初の試金石となる。クリントン米国务長官とラブロフ露外相は3月6日の会談で、START I の後継条約について「年内の交渉妥結」に言及した。核兵器の大幅削減に道を開き、両国の信頼醸成に資する十分な検証機能を備えた「ポスト・START」の枠組み構築ができるかどうか問われる。

START とは何か

09年12月5日に失効を迎えるSTART I とはどのような条約なのか。まずは、その内容と意義を整理していきたい。

91年7月に米ソ両国が署名したSTART I は、核時代の幕開け以降、増加の一途にあった両国の戦略核戦力の削減をはじめ可能にした条約である。配備された戦略運搬手段、すなわち大陸間弾道ミサイル（ICBM）、潜水艦発射弾道ミサイル（SLBM）、重爆撃機について、7年間でその総数を1600基（機）に削減するとし、削減された兵器の廃棄を求めた。さらに核弾頭の配備数を6000発（ICBM及びSLBMに装着される弾頭総数は4900発、移動式ICBMの弾頭数は1100発を上限とする）に削減することを定めた。START I はソ連崩壊後の94年12月に発効し、7年後の01年12月、米口両国はこれら削減義務の履行完了を宣言した。

START I に続くものとして、93年1月には、第二次戦略兵器削減条約（START II）が署名された。その内容は、03年1月1日を実施期限として（97年に07年12月31日に延長）、米口それぞれの核弾頭数を3000—3500に削減、一基のミサイルに複数の弾頭を積み、別個の標的を狙う個別誘導複数目標弾頭（MIRV）装備のICBM及び重ICBMを全廃、SLBM弾頭を1700—1750に削減すると定めるものである。また、両国は97年3月の首脳会談で、07年末までに2000—2500に削減するとしてSTART III の枠組みに合意した。重要な点としては、START I 及び II で削減される運搬手段の廃棄に加え、戦略核弾頭の廃棄がそのスコープに含まれていたことである。しかし、NATO（北大西洋条約機構）東方

拡大や米国のミサイル防衛（MD）計画と対弾道ミサイル（ABM）条約の関係をめぐると、START II は発効に至らず、START III 交渉も行われなかった。

検証メカニズム

START I の特長は、その広範かつ複雑な監視・検証メカニズムにある。条約においては、航空機や偵察衛星による監視など「一般的に認められた国際法の諸原則に合致する」形での「自国の検証技術手段（NTM）」の活用のほか、検証の前提となるデータの交換・通告、また、条約当事国の査察官が相手国の領域内の施設に立ち入って条約の遵守状況を直接的に調査する現地査察についての規定が含まれた。これらは87年の中距離核戦力（INF）条約の方式

今号の内容

米口核軍縮交渉の新局面

ソマリア沖海自派遣「新法案」の危険

<資料>海賊対処新法案抜粋 / 海上警備命令

「海兵隊グアム移転日米協定」の政治性

<資料>協定抜粋

沖縄有識者からクリントン長官への手紙

米「スマートパワー」を批判する

〔連載〕いま語る—24

平岡 敬さん（前広島市長）

START I における査察項目

種類	目的
①基礎データ査察	査察対象となるミサイル、弾頭等について、両国が交換した条約発効日現在のデータを所在施設で検証
②データ更新査察	6 か月ごとの更新データや、変更が通告されたデータを所在施設で検証
③新施設査察	基礎データに含まれていない新しい施設において、通告された同様のデータを検証
④疑わしい場所の査察	移動式ICBM やその第一段が秘密裏に組み立てられている疑惑のある施設の査察
⑤再突入体査察	配備されたICBM やSLBM の再突入体に含まれる弾頭数を検査
⑥演習分散後の査察	演習で分散された移動式ICBM について、演習完了後の数と場所の確認
⑦転換・廃棄査察	戦略兵器の転換や廃棄の確認
⑧施設閉鎖査察	施設の廃棄の完了の確認
⑨以前廃棄申告された施設の査察	廃棄の通告がなされた施設が条約に合致しない目的で使用されていないかを確認
⑩技術特性の開示義務と査察	各型のミサイルや発射台の特徴の開示義務を課し、開示中にデータを検証
⑪識別可能性の開示義務と査察	各型の重爆撃機、長距離核ALCM (空中発射巡航ミサイル)などの識別可能性の開示義務を課し、開示中にデータを検証
⑫非核兵器基礎開示と査察	非核兵器用とされる重爆撃機、訓練用重爆撃機、かつての重爆撃機の開示義務を課し、開示中に非核要件を検証

をほぼ踏襲したものであるが、INF条約の場合と異なり、START I においては広範囲の兵器が対象とされ、また求めているのが全廃ではなく一部の削減であることから、検証規定はより細かく、厳格なものとなっている。査察だけでも、基礎データ査察、データ更新査察、新施設査察、疑わしい場所の査察、再突入体査察など、12項目（表参照）にもよる査察が規定された。また、条約遵守に関わるあらゆる問題を2国間の話し合いで解決してゆくために、「合同遵守査察委員会」(JCIC)が設置されている。

SORT の問題点

02年5月に署名されたモスクワ条約 (SORT。正式名称は「アメリカ合衆国とロシア連邦との間の戦略的攻撃 (能力)の削減に関する条約」)は、700ページを超えるSTART I と対照的に、わずか5か条から成る簡潔な条約である。その内容は、2012年末までの10年間で、米口の戦略核弾頭の配備数を、それぞれ6000発から1700-2200発まで「削減」することを約束するものである。しかし、米国の核政策の柔軟性を最大限確保することを基本として作られたモスクワ条約は、実質的な核軍縮措置には程遠い「まやかしの削減」条約であるとも言える。次のような問題点が指摘されてきた¹⁾。

- 1.モスクワ条約は不可逆性の原則を保証しない。「削減」は作戦配備から退けられることであって、多くは再使用可能な状態に保存される。
- 2.「戦略核弾頭」が何を指すのか定義されておらず、削減のプロセスやスケジュールも存在しない。
- 3.STARTと異なり、戦略運搬手段の種類と数、MIRV弾頭の保有等について規制はなく、廃棄義務もない。
- 4.査察・検証に関するいかなる規定も含まれていない。

ブッシュ政権は、米口両国はすでにSTARTプロセスや他の脅威削減プログラムを通じて、相手国の戦略核戦力に関する十分な情報を得ている、と検証メカニズムの必要性を否定してきた。しかし、STARTにおける検証・査察メカニズムは、双方の核戦力に関する透明性を向上させ、条約違反に対する抑止効果をもたらし、両国間の緊張緩和に大きく貢献するものである。モスクワ条約に独自の検証規定が存在しないなか、このままSTART I の失効を迎えることは、米口間における重要な信頼醸成プロセスを失うことを意味する。

米口は新条約をめざす

06年9月に米口は新たな戦略安全保障協議を開始し、両者はSTARTの失効後も一定の監視・検証措置が継続されることの必要性では一致を見てきた。しかし、「STARTに含まれる良い要素はすべて新たな合意の基礎に取り入れられるべき」(08年2月、ラブロフ外相)のように、法的拘束力を有する監視・検証措置を講じるべきと主張するロシアに対し、ブッシュ前政権下の米国は難色を示し、「非公式」な形での透明性及び信頼醸成措置の枠組みを提唱するなど、両者の溝は埋められてこなかった。

これと対照的に、オバマ大統領は、その候補時代から一貫して、STARTの監視・検証メカニズムの重要性を主張し、より公式な形でのロシアとの合意達成に向けた意欲を示してきた。

また、09年2月7日のミュンヘン安全保障会議に出席したバイデン副大統領は、「START条約の検証プロセスを刷新し、その上で我々の保有核兵器のさらなる削減交渉に向けて現存の条約を超える」べく、米口が協力すべきと述べた²⁾。こうした米政権の意欲に対し、「(前政権と違って)この問題を議論する用意があることを示された」(3月3日、メドベージェフ露大統領)など、ロシア側からは歓迎の意が示されてきた。

米口両国のめざすところが「新しい条約」であると明確になったのは、3月6日にジュネーブで行われたクリントン国務長官とロシアのラブロフ外相との会談である。「両政府にとって最も優先すべき課題」と述べたクリントン長官は、STARTの後継条約に関し、年内の合意を目指すことで米口両国が一致し、その骨子はロンドンで4月に開かれる20か国・地域(G20)の第2回首脳会合前にオバマ・メドベージェフ両大統領に示されるとの見通しを示した³⁾。

オバマ政権の試練

このように米口交渉は一步前進という形になったが、新条約の締結に向けては、多くの課題が残されている。ロシア側の反発が続く米MD東欧配備、さらなるNATOの東方拡大といった積年の課題の解決が必要になる。米国が現在進めている「核態勢の見直し (NPR)」や4月に予定されているNATO創設60年記念首脳会議の動向も今後の交渉に影響するだろう。(中村桂子、梅林宏道) 

注

- 1 モスクワ条約の全訳と分析は本誌165号に掲載。
- 2 www.securityconference.de/konferenzen/rede.php?menu_2009=&menu_konferenzen=&sprache=en&id=238&
- 3 www.state.gov/secretary/rm/2009a/03/120124.htm

「海外派遣恒久法」に 道ひらく新法案

抜き難い「海上警備行動」 命令と矛盾

3月13日、政府は安全保障会議と閣議において、ソマリア沖及びアデン湾における海賊対策のための「海上警備行動」(自衛隊法第82条)としての海上自衛隊派遣を承認した。浜田防衛大臣は即日、海上自衛隊に対して、護衛艦2隻からなる部隊を編成し同海域に向かうことを命じる「自衛隊行動命令」を発令した(資料1)。翌14日午後には、護衛艦「さざなみ」及び「さみだれ」が呉基地を出港していった。「命令」には派遣期間は明示されていない。

一方、13日には「海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律案」(以下「海賊新法案」)が決定された。同法案の抜粋を4ページの資料2に示す。

本論では、新法案に焦点を当てつつ政府方針の矛盾と危険性を検証する。

海賊対策は海上保安庁の任務(第5、6条)

前号で述べたように、海賊行為は警察行動によって対処すべき刑事犯罪である。新法案もその認識に立って作られているように思われる。第5条は、海賊行為への対処は「海上保安庁が必要な措置を実施する」(第5条)と定め、武器使用についても、①警察官職務執行法第7条の規定に基づくほか、②海賊行為を制止するために「他に手段がないと信ずるに足りる相当な理由があるとき」に限って認められる(第6条)。

唐突かつ異様な自衛隊「海賊対処行動」

ところが、第7条で唐突に登場するのが自衛隊による「海賊対処行動」である。同条は、「特別の必要がある場合には、内閣総理大臣の承認を得て」、自衛隊に対処を命令する権限を防衛大臣に付与している。この第7条の問題点としてまず指摘したいのは、第1項の後段が、(防衛大臣が海賊行為への対処を命じた場合には)自衛隊法第82条「海上警備行動」の規定は「適用しない」としていることである。これは13日に発令された「自衛隊行動命令」に照らせば著しい自己矛盾である。新法成立の暁には有効性を失うことが予定される根拠にもとづいて自衛艦を派遣するとは、余りに杜撰かつ乱暴な論理といわねばならない。

国会承認なき自衛隊海外派遣一恒久化に道

言うまでもなく、第7条が自衛隊派遣を国会承認事項としていないこともまた重大である。自衛隊への対処命令は首相承認案件であり、それさえ「急を要する場合」には、首

相に「通知」すれば足りるとされる(第7条2項)。この構造化された国会無視は08年1月に成立した「補給支援特措法」と共通するものである。しかも、同特措法が自衛隊の活動地域を「インド洋」に限定した1年間の時限立法であるのに対して、新法案には活動地域の限定も時限も定められていない。新法案は目的限定の「海外派遣恒久法案」である。

「自衛隊」ではない選択肢がある

前述のように、海賊対策は警察行動が基本であることを、法案作成者たちも認識している。ではなぜ、このように執拗に自衛隊派遣が追求されるのであろうか。「米国の期待に応える」という動機(前号参照)は別として、政府の見解は公式には次の2点に集約できる。第1に、「海上保安庁の巡視船を派遣することは、日本からの距離、海賊が所持する武器、有志連合軍の軍艦等が対応していること等を総合的に勘案すると、現状においては、困難である」こと¹であり、第2には「海上保安庁が諸外国の海軍軍艦との連携行動の実績がないこと」²である。

今年1月、ジブチで開かれた国際海事機関主催の「ソマリア周辺海域海賊対策地域会合」には周辺16か国及びソマリア暫定連邦政府が参加し、「行動指針」を採択したことは前号で触れた。しかし指針への署名国は半数の8か国にとどまっている。この背景には、外国軍艦の領海内プレゼンスが反政府勢力を刺激することへの各国政府の警戒心があるという興味深い分析がなされている³。

海上保安庁は国土交通省に所属し、「この法律のいかなる規定も海上保安庁又はその職員が軍隊として組織され、訓練され、又は軍隊の機能を営むことを認めるものとこれを解釈してはならない」(海上保安庁法第25条)という「軍民分離原則」

●防衛省報道発表 09年3月13日

資料1 海上における警備行動に関する自衛隊行動命令の発令について(別紙)

1 事態の状況

ソマリア沖・アデン湾の海賊は、我が国を含む国際社会の脅威であり、早急に対応すべき課題である。このため、自衛隊法(昭和29年法律第165号)第82条の規定による海上における警備行動により、海上において必要な行動をとることを命ずる。

2 自衛艦隊司令官は、以下により、ソマリア沖・アデン湾において、海上における警備行動の保護対象船舶を海賊行為から防護せよ。

(1)編成事項

ア 護衛艦2隻(艦船に搭載する回転翼航空機を含む。以下同じ)により派遣海賊対処水上部隊を編成せよ。

イ 派遣海賊対処水上部隊を交代させる場合は、護衛艦4隻により派遣海賊対処水上部隊を編成するほか、交代要領等については自衛艦隊司令官所定とする。

(2)その他

補給支援活動の実施に関する自衛隊行動命令に基づき活動する部隊は、必要に応じ、同命令によって命ぜられた活動に支障のない範囲において、(1)により編成された部隊に対し、燃料等の提供を行うものとする。

3 派遣期間

平成21年3月14日から別に命ずるまでの間

4 海上保安庁との関係

海上保安庁との関係は協同とする。

5、6(略)

の下に置かれている。上記のような現地感情を考慮すれば、自衛隊ではなく海上保安庁のプレゼンスがむしろ歓迎されるであろうことは容易に想像できる。保安庁の遠洋活動能力に不安があるならば、護衛艦を使用することもありえよう。しかしその場合でも指揮権を保安庁に与えれば、「軍」ではなく「民」の活動であることの明確化は可能である。

3月13日の「自衛隊行動命令」は、自衛隊と保安庁との関係を「協同」と表現している。一方、新法案では、自衛官と海上保安官の権限には本質的な違いはない。警戒すべきは、人員数の上では「多勢に無勢」という関係の中で、海上保安庁の「軍民分離原則」がなし崩しにされ、軍の論理と倫理が現場を席卷す

ることである。

「さざなみ」と「さみだれ」を呉に呼び戻した上で、日本のなすべき海賊対処策について真剣に論議することが求められている。間違ってもあってはならないのは、衆議院「再可決」で新法成立が強行されることである。(湯浅一郎、田巻一彦)⑩

注

- 1 平岡秀夫議員（衆・民主）の質問趣意書（09年1月28日提出）に対する政府答弁。
- 2 辻元清美議員（衆・社民）の質問趣意書（09年1月29日提出）に対する政府答弁。
- 3 09年2月21日『東京新聞』。

資料2

海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律案
2009年3月13日 安全保障会議決定

(目的)

第1条 この法律は、海に囲まれ、かつ、主要な資源の大部分を輸入に依存するなど外国貿易の重要度が高い我が国の経済社会及び国民生活にとって、海上輸送の用に供する船舶その他の海上を航行する船舶の航行の安全の確保が極めて重要であること、並びに海洋法に関する国際連合条約においてすべての国が最大限に可能な範囲で公海等における海賊行為の抑止に協力するとされていることにかんがみ、海賊行為の処罰について規定するとともに、我が国が海賊行為に適切かつ効果的に対処するために必要な事項を定め、もって海上における公共の安全と秩序の維持を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 (略)
(海賊行為に関する罪)
第3条 (略)／**第4条** (略)

(海上保安庁による海賊行為への対処)

第5条 海賊行為への対処は、この法律、海上保安庁法（昭和23年法律第28号）その他の法令の定めるところにより、海上保安庁がこれに必要な措置を実施するものとする。

2 前項の規定は、海上保安庁法第5条第十七号に規定する警察行政庁が関係法令の規定により海賊行為への対処に必要な措置を実施する権限を妨げるものと解してはならない。

第6条 海上保安官又は海上保安官補は、海上保安庁法第20条第1項において準用する警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）第7条の規定により武器を使用する場合のほか、現に行われている第3条第3項の罪に当たる海賊行為（第2条第六号に係るものに限る。）の制止に当たり、当該海賊行為を行っている者が、他の制止の措置に従わず、なお船舶を航行させて当該海賊行為を継続しようとする場合において、当該船舶の進行を停止させるために他に手段がないと信ずるに足りる相当な理由のあるときには、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度において、武器を使用することができる。

(海賊対処行動)

第7条 防衛大臣は、海賊行為に対処するため特別の必要がある場合には、内閣総理大臣の承認を得て、自衛隊の部隊に海上において海賊行為に対処するため必要な行動をとることを命ずることができる。この場合においては、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第82条の規定は、適用しない。

2 防衛大臣は、前項の承認を受けようとするときは、関係行政機関の長と協議して、次に掲げる事項について定めた対処要項を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならない。ただし、現に行われている海賊行為に対処するために急を要するときは、必要となる行動の概要を内閣総理大臣に通知すれば足りる。

- 一 前項の行動（以下「海賊対処行動」という。）の必要性
- 二 海賊対処行動を行う海上の区域
- 三 海賊対処行動を命ずる自衛隊の部隊の規模及び構成並びに装備並びに期間
- 四 その他海賊対処行動に関する重要事項

3 内閣総理大臣は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める事項を、遅滞なく、国会に報告しなければならない。

- 一 第1項の承認をしたときその旨及び前項各号に掲げる事項
- 二 海賊対処行動が終了したときその結果

(海賊対処行動時の自衛隊の権限)

第8条 海上保安庁法第16条、第17条第1項及び第18条の規定は、海賊対処行動を命ぜられた海上自衛隊の三等海曹以上の自衛官の職務の執行について準用する。

2 警察官職務執行法第7条の規定及び第6条の規定は、海賊対処行動を命ぜられた自衛隊の自衛官の職務の執行について準用する。この場合において、同条中「海上保安庁法第20条第1項」とあるのは、「第8条第2項」と読み替えるものとする。

3 自衛隊法第89条第2項の規定は、前項において準用する警察官職務執行法第7条及び同項において準用する第6条の規定により自衛官が武器を使用する場合について準用する。

(我が国の法令の適用) 第9条 (略)
(関係行政機関の協力) 第10条 (略)
(国等の責務) 第11条 (略)

(国際約束の誠実な履行等) 第12条 (略)
(政令への委任) 第13条 (略)

附則
(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して30日を経過した日から施行する。(後略)

(経過措置)

第2条 犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律の施行の日がこの法律の施行の日後である場合におけるこの法律の施行の日から犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律の施行の日の前日までの間における組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成11年法律第136号）の規定の適用については、第3条第1項及び第4条の罪（第2条第四号に係る海賊行為に係るものに限る。）は同法第13条第2項に規定する罪と、第3条第1項から第3項まで及び第4条の罪は同法別表に掲げる罪とみなす。

第3条 (略)

第4条 この法律の施行の際現に自衛隊法第82条の規定により行動を命ぜられている自衛隊の部隊の当該行動については、第7条第一項後段の規定は、適用しない。

(自衛隊法の一部改正)

第5条 自衛隊法の一部を次のように改正する。

第22条第2項中「第82条の2第1項」を「第82条の2の規定による海賊対処行動、第82条の3第1項」に改める。

第82条の2を第82条の3とし、第82条の次に次の1条を加える。

(海賊対処行動)
第82条の2 防衛大臣は、海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律（平成21年法律第 号）の定めるところにより、自衛隊の部隊による海賊対処行動を行わせることができる。(略)

(組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正)
第6条 (略)

グアム移転「日米協定」は アジア太平洋「抑止力強化」の政治合意

置き去られる沖縄県民の人的尊厳

2月17日、ヒラリー・クリントン米務長官と中曽根弘文外相は、東京で「第三海兵隊機動展開部隊の要員及びその家族の沖縄からグアムへの移転の実施に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との協定」(以下「協定」)に署名した。「協定」は、07年5月1日の「再編実施のための日米ロードマップ」(以下「ロードマップ」)の最も重要な柱である沖縄海兵隊のグアムへの移転の「実施を確実なものとし、沖縄県の負担の軽減に資する」(政府説明文書)ことを目的としたものである。その主眼は、日本領土外の外国基地建設という前例のない目的のための予算支出に法的根拠を与えることである。しかし、「協定」の持つ意味はそのような実務的側面にとどまるものではない。

「ロードマップ」を超える「戦略合意」

「協定」の重要部分の抜粋を下の囲みに示す。

「協定」は前文において、海兵隊のグアム移転が、米国のアジア太平洋における抑止力を「強化する」ことを「両政府が認識する」と述べている。これは新しい合意である。「ロードマップ」のキーワードは「沖縄の負担軽減と(在日米軍の)抑止力の『維持』」であった。米国のグアムにお

ける計画が沖縄の負担軽減では説明しきれない大規模な統合的増強計画であることは本誌も指摘してきた¹とおりであるが、そのことを公式に日米合意として宣言した「協定」の政治的意味は極めて大きい。

一方、普天間代替施設の建設とグアム移転が、嘉手納以南6基地の全面・部分変換の条件であるという「ロードマップ」における「パッケージ合意」が日本政府を拘束する義務条項とされたことを第2の問題点として指摘したい。「普天間の危険除去」は周辺住民と自治体にとって特別な意味を持つ切実な要求であり、辺野古における代替基地の建設も環境アセスなど重大な問題を孕んでいる。これらの「パッケージ」を解消する外交交渉を怠った日本政府の責任は大きい。「協定」は、これらに進捗がない以上、米国はグアム移転のための資金提供を含む措置をとらないとまで言い切っている(第2条及び第9条第2項)。

第3に注意が必要なのは、日本資金の流れの透明性に関わる問題である。日本が支出した資金は、米国の財務勘定に繰り入れられる(第7条)。「2009国防認可法」によって、日本資金の受け皿として、「合衆国グアム特別勘定(会計)」がすでに設立されたことは、本誌第315・6号で紹介したと

資料

第三海兵機動展開部隊の要員及びその家族の沖縄からグアムへの移転の実施に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定(抜粋)

日本国政府及びアメリカ合衆国政府は、(略)

2006年5月1日の日米安全保障協議委員会との会合において、関係閣僚が、安全保障協議委員会文書「再編の実施のための日米ロードマップ」(以下「ロードマップ」という。)に記載された再編案の実施が同盟関係における協力において新たな段階をもたらすものであり、かつ、沖縄県を含む地域社会の負担を軽減し、もって安全保障上の同盟関係に対する国民の支持を高める基礎を提供するものであると認識したことを想起し、

グアムが合衆国海兵隊部隊の前方での駐留のために重要であって、その駐留がアジア太平洋地域における安全保障についての合衆国の約束に保証を与え、かつ、この地域における抑止力を強化するものであると両政府が認識していることを強調し、(略)

次のとおり協定した。

第1条

1 日本国政府は、第9条1の規定に従い、アメリカ合衆国政府に対し、第3海兵機動展開部隊の要員約8000人及びその家族約

9000人の沖縄からグアムへの移転(以下「移転」という。)のための費用の一部として、合衆国の2008会計年度ドルで28億合衆国ドルの額を限度として資金の提供を行う。

第2条

アメリカ合衆国政府は、第9条2の規定に従い、グアムにおける施設及び基盤を整備する同政府の事業への資金の拠出を含む移転のために必要な措置をとる。

第3条

移転は、ロードマップに記載された普天間飛行場の代替施設の完成に向けての日本国政府による具体的な進展にかかっている。日本国政府は、アメリカ合衆国政府との緊密な協力により、ロードマップに記載された普天間飛行場の代替施設を完成する意図を有する。

第4条

アメリカ合衆国政府は、日本国が提供した資金及び当該資金から生じた利子を、グアムにおける施設及び基盤を整備する移転のための事業にのみ使用する。

第5条 (略)

第6条 (略)

第7条

1 (a) (略)

(b) アメリカ合衆国政府は、日本国政府が資金の提供を行う合衆国財務省勘定を維持する。アメリカ合衆国政府は、当該勘定の下に日本国の各会計年度において日本国が提供する資金のための小勘定を開設し、

及び維持する。

2 (略)、3 (略)

第8条

アメリカ合衆国政府は、同政府が日本国の提供した資金が拠出された施設及び基盤に重大な影響を与えるおそれのある変更を検討する場合には、日本国政府と協議を行い、かつ、日本国の懸念を十分に考慮に入れて適切な措置をとる。

第9条

1 第1条1に規定する日本国の資金の提供は、第2条に規定する措置においてアメリカ合衆国政府による資金の拠出があることを条件とする。

2 第2条に規定する合衆国の措置は、(1)移転のための資金が利用可能であること、(2)ロードマップに記載された普天間飛行場の代替施設の完成に向けての日本国政府による具体的な進展があること及び(3)ロードマップに記載された日本国の資金面での貢献があることを条件とする。

第10条

両政府は、この協定の実施に関して相互に協議する。

第11条

この協定は、日本国及びアメリカ合衆国によりそれぞれの国内法上の手続に従って承認されなければならない。

(後略)

www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/shomei_43.html

(強調は編集部)

おりである。米国が先んじておこなった立法措置を日本が追認したのがこの条項である。前記の第9条2項を考慮すれば日本の予算支出と米国の予算支出には相当の時間差が発生しうる。さらに日本の支出対象事業には必ず米国側の予算支出が行われる(第9条1項)。いわゆる「マッチング・ファンド方式」である。「協定」は米国に定期的な報告義務を課しているが、このような事情を考慮すると日本資金の使途の追跡は相当複雑なものになるものと予想される。

2009年度防衛予算

防衛省は、09年度予算案に346億円余をグアム移転関連予算として計上している²。使途については「我が国の『真水』事業の実施」とされているだけで具体的な説明はない。ピースデポが阿部とも子衆議院議員(社民)を通じて入手した資料によれば、その主な内訳は次のとおりである。

<工事費>

フィネガン地区基盤整備事業(第1段階):約129億円
／アンダーセン空軍基地北部地区基盤整備事業:約28億円
／アプラ地区基盤整備事業:約174億円

<設計費>

フィネガン地区の消防署など:約16億円。

因みに、米国防総省が昨年4月に発表した「マスタープラン概要」(本誌第309号に部分訳)によれば、上記各地区における建設計画は次のとおりである。

フィネガン地区:住宅、厚生施設など／アンダーセン北部地区:海兵隊航空作戦・訓練施設／アプラ地区:原子

力空母用埠頭建設、エアクッション型揚陸艇(LCAC)用施設、水陸両用攻撃車両(AAV)運用施設、水陸両用即応団(ARG)作戦施設。

以上のように、フィネガンを除けば、日本の予算が、作戦施設に注がれる可能性が高い。前記の「マッチング・ファンド」方式を考慮すればなおさらである。アプラ地区、アンダーセンでの日本の予算の使途をより明確にすることが求められる。

基本問題を置き去りにさせるな

クリントン長官が最初の訪問先に日本を選び、「協定」への署名を急いだ背景に、日本の予算を梃子に、議会の承認を引き出し、グアム増強計画を始動させたいという意図があることは間違いない。麻生政権は、短時間の審議で協定を国会承認させ、グアム関連経費を含む予算を年度内に成立させることで、この期待に応えようとしている。

しかし、普天間の危険除去を含む沖縄の負担軽減は、沖縄の人々の「人間の尊厳」に関わる問題である(下の「沖縄有識者声明」参照)。日本の政治的空白の中で、この基本問題を置き去りに、既成事実が積み重ねられようとしている。「協定」に対する批判と運用への監視の手を緩めてはならない。(田巻一彦) M

注

1 本連載第1回(第292号)。以下293、295・6、299・300、309、310・11、314、315・6号に関連する連載記事。

2 防衛省「平成21年度米軍再編関係経費」。
www.mod.go.jp/j/news/2008/12/19c-2.pdf

資料

「パッケージ合意」を撤回し、 普天間基地の無条件返還を

沖縄県内有識者からクリントン国務長官への手紙

ヒラリー・R・クリントン米国務長官へ

日米両軍の戦場となった1945年から現在まで続く沖縄の米軍基地の存在は、沖縄の人々から歓迎されたことはありません。米軍基地をめぐって沖縄の人々は自らの意思を表明する機会すら奪われてきました。ウッドロー・ウィルソン米大統領は、1918年に世界に向かって明らかにした14カ条の平和原則で自決権について次のように述べています。「当事者である住民の利害が、法的権利の決定を持つ政府の請求と同等の重みを持たされなければならない」という自決権は、世界平和を実現するための不可欠な条件であると。21世紀に入ってもなお、この自決権のかけらさえ沖縄の人々には遠い存在のままなのです。沖縄における基地問題の原点はここにあります。

米大統領や米国議会が、たとえ米軍基地の存在に苦しむ沖縄の人々へ感謝の気持ちを表明したとしても、それは決して沖縄の人々には届きません。強制的に沖縄の人々から土地を取り上げて建設された米軍基地、米兵が中学生をレイプしても日本の裁判権を制限する日米の取り決めの存在、米軍の使う飛行場建設のためにサンゴ礁を破壊しても日本政府が建設するのだから米政府は関知しないとする態度などを、沖縄の人々は目のあたりにしてきました。また、米国での設置基準に違反していても使われ続ける米海兵隊飛行場に不安と危険を覚え、人が寝静まる深夜・早朝に轟音をたてて飛び立つ米軍機などの騒音に今なお悩まされています。こうした負

荷が、狭隘な島々の沖縄に64年以上もの間、かかり続けているのです。米軍基地の存在は沖縄の経済や政治だけでなく、社会のありようや人間の誇りまでも歪にしているのです。痛めつけられながら「よく我慢してくれてありがとう」と言われて、その通り受け入れられると思いますか。

沖縄は、いうまでもなくアメリカの領土ではありません。約5万人の米軍将兵やその家族が、自国のごとく行動すべき空間ではありません。なによりも忘れてもらいたくないことは、沖縄を構成する島々には、あなたの家族、友人と同様に世界人権宣言が唱える「生まれながらにして自由であり、かつ尊厳と権利において平等」に扱われるべき人々が暮らしている現実です。

人類誰もがもつ固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利が、沖縄の地では守られていません。

今なお基地を置き続ける日米両政府はかつて、1952年のサンフランシスコ平和条約で米軍による事実上の軍事占領を合法化し、1972年の沖縄施政権返還後には基地存続のために、経済的・財政的恩恵という名の代償を沖縄につぎ込んできました。日米両政府の対沖縄政策はかつての「力による支配」から、より残酷な「カネによる支配」へと姿を変えてきています。

その残酷さとは、沖縄経済や財政において代償となるカネへの依存度を高め、そのカネから逃れられない状態を作り出して、基地を受け入れる以外の選択肢を沖縄の人々から奪っていることです。同じ国民であっても日本の中で差別されている沖縄の現状は、不条理というしかありません。米政府は、いわば日本政府による対沖縄「麻薬漬け作戦」に依拠する形

オバマ外交の可能性を切り縮める 「スマートパワー」を批判する

本誌前号(322号)で筆者は次のように書いた。

「米国の軍事的優位を失わないという立場、現代アメリカの立国の前提であるとともに現代世界における米国の役割の限界ともなっている立場には、ほとんど変化がないということも、オバマ・バイデン・アジェンダは明らかにしている。…とはいえ、オバマ大統領にはそこ(新しい共生の価値観)に向かうための基礎を敷くという貴重な可能性をはらんでいると考えられる。」

本稿はこの議論を敷衍することを目的としている。

拡大された統合主義(ジョイントネス)

敵か味方か、イエス・オア・ノーの二者択一を迫る前ブ

で、世界の秩序と安定にむけた超大国の役割を果たしているのです。社会的弱者の人権侵害、地球の財産であるサンゴ礁の破壊が、現実の沖縄で進行しているのです。それらは、先進工業国であり民主主義国である日本の領域内で起きているのです。

沖縄の人々から「人間としての尊厳」を奪っている状態の上に米国の価値観を中心とした「世界秩序」そして「日本の安全」が築かれているということに、世界の平和に関心をもつ者は関心を寄せるべきです。沖縄の現状は、人類が修復すべき地球の裂け目の一つなのです。それは人類が解決すべき課題のほんの小さな一つに過ぎないと言えるかもしれませんが、そこに暮らす人々から支持を得ない軍事基地は、その地からいつ追い出されてしまうのかという不安を抱え、危機に直面し続けます。こうした米軍の抱える不安や危機という負担が沖縄の人々の側へと押しやられてくるのです。

日米両政府は2005年と2006年に在日米軍基地の再編協議で結論を出しました。それは、沖縄に新しい基地を建設して、沖縄での基地維持の長期化を狙っています。この計画は、長い間にわたる負担を抱えてきた沖縄の人々に、日本の国民誰もが嫌がる負担を押し付けるものです。クリントン国務長官の訪日中に調印予定されている、在沖米海兵隊のグアム移転をめぐる日米両政府が新たに締結する協定に、沖縄の人々のほとんどは反対です。

- 私たちは、日米両政府に対し新基地建設(沖縄県名護市での飛行場、東村でのヘリ・パッド)の中止を求めます。
- 私たちは、日米両政府に対し米軍再編合意のパッケージ

シュ政権の外交路線は、すでにブッシュ政権下のゲイツ国防長官の「国防戦略」(08年6月)¹⁾において修正された。前稿に触れた通り、彼は米国が持っていたソフトパワーが退化しているどころか、無くなっているとさえ指摘した。イラクやアフガニスタンに則して言えば、ゲイツは、経済的な発展、市民社会の諸制度の構築、法システムの整備、国内諸勢力の和解の促進などを導く米国の能力をそのようなソフトパワーとして掲げている。明らかに、これらの能力は国防総省の主要な仕事ではない。

国防長官としてのゲイツは、国防総省の専門性がこのようなソフトパワーの一端をすでに担ってきたことを自負しながら、さらにこれらの任務を国防総省の中で制度化する方針を示した。「このことは、文民の関与や専門性に置き換わるものではない」と言いつつ、次のように述べている。「我が軍は長期的な復興、開発、統治の任務を強化してきた」「我々は、我々の目的を達成するために、合衆国の他の省庁、州や自治体政府、パートナーや同盟国、国際組織や多国間組織との協力を継続するだろう。」

このような発展は、大きく言えば、冷戦後の国防総省の生き残り戦略として継続されてきたものの延長にある。バングラデシュへのサイクロン災害救助・復旧、インドネシアの津波救援など国際的に喧伝される大型作戦から、途上国における日常的な医療支援、日本などにおける環境ボランティア活動などに、国防総省はそのアセット(装備・人員)の利用を拡大してきた。最近では、米南方軍の多くの活動が麻薬作戦に費やされ、昨年10月1日に正式発足した米

ジ取引が強者の論理に過ぎないと考えており、無条件での普天間飛行場の返還を求めます。

- 私たちは、日米両政府に対し米軍基地の一層の縮小(計画されている嘉手納以南の米軍基地返還を含む)を求めます。

クリントン国務長官には、この訪日を機会にして民主主義、人権、環境の視点から64年にわたって沖縄が陥らされている現実を理解していただき、オバマ新政権で新たな対応を検討するよう期待しています。

景気の深刻な後退から脱却を目指してオバマ大統領は、日本経済の「失われた10年」を反面教師としています。沖縄の人々は、米軍基地による「失われた64年」の終わりの始まりを希望しています。

2009年2月14日

新川明(ジャーナリスト)、新崎盛暉(沖縄大学名誉教授)、大城立裕(作家)、我部政明(琉球大学教授)、桜井国俊(沖縄大学学長)、佐藤学(沖縄国際大学教授)、島袋純(琉球大学教授)、比嘉幹郎(政治学者)、星野英一(琉球大学教授)、照屋寛之(沖縄国際大学教授)、三木健(ジャーナリスト)、宮里昭也(ジャーナリスト)、宮里政玄☆(沖縄対外問題研究会代表)、由井晶子(ジャーナリスト) ☆印は代表。

(表題は編集部)

アフリカ軍の位置づけは、従来の国防総省の地域軍とは様変わりして民生支援を強調している。

ゲイツ国防戦略は、21世紀型米軍のあり方を示す基本的展望として、このような米軍の活動領域の拡大を位置づけた。

「我々は、我々自身の能力をさらに発展させ磨きをかける。我々は革新的な能力、概念、そして組織の開発を続けなければならない。…しかも、我々は、自由に使える全分野にわたる能力を保有するのみならず、それらの一部あるいは全部を複雑な環境に合わせて使用したり変形したりしなければならない。このような展開のためには、＜統合主義（ジョイントネス）＞についての拡大した解釈が必要であろう。」

このように解釈される「拡大統合主義」による米軍活動は、合法的武装集団たる軍が、軍の規律下に置かれることによって辛うじて容認されてきた軍的手法が、切れ目無く本来の文民活動に接続してゆくことを意味する。人類の向かうべき方向は、軍が活動範囲を広げることではなく、軍が縮小され文民活動が拡大することである。

2つのアーミテージ／ナイ報告

ヒラリー・クリントン米務長官は、上院における指名承認公聴会の演説の中で「スマートパワー」という概念を新しい米国外交を特徴づける言葉として使用した²。それは、ゲイツの「拡大統合主義」と極めて似通っている。

「米国の指導力は十分では無かったけれども、現在でも求められていると私は信じる。我々はいわゆる＜スマートパワー＞を使わなければならない。それは、我々が自由にできるあらゆる範囲の手段——外交、経済、軍事、政治、法律、そして文化というすべての手段を、状況に応じて適切なものを、あるいは適切な組み合わせを使うことである。」

「今日の安全保障上の脅威は、孤立しては対処できない。＜スマートパワー＞は古くからの同盟を支え新しい同盟を固めるために、友好国や敵にさえも接触することを要求する。」

よく知られているように、＜スマートパワー＞という概念は2人の「知日派」研究者リチャード・アーミテージとジョセフ・ナイが共同議長をして作成した同名の戦略国際研究センター（CSIS）報告書³に由来している。そこにおいては次のように述べられている。

「ハードパワーとは、国家が得たいものをアメとムチで得る能力である。…軍事力は国家を打ち負かす

のには適しているが、理念と闘うには貧弱な道具である」「ソフトパワーとは、強制しないで人々を我々の側に惹き寄せる能力である。…合衆国の最大のソフトパワーの源は、単純に米国が国家として成功していることにある」「スマートパワーは、ハードでもソフトでもない。両者の上手な組み合わせである。」

スマートパワーはゲイツ国防長官と同じように軍事力の限界を述べ、それを相対化すべきことを強調する。しかし、それは軍事的優位を維持することを前提とする。

「合衆国は、軍事的優位を維持しなければならない。しかし、今日においては、ハードパワーだけでは達成できることに限界がある。」

また、スマートパワーは、一方ではソフトパワーにも限界があることを次のように指摘する。

「たとえ、ソフトパワーによるものであっても、いかなる国も操作されたくない。」

軍事的優位を保ちつつも、操作されているという意識を生じさせないようにソフトパワーを行使することが「スマートパワー」の神髄であるとすれば、一体そんなことが可能なのだろうか。軍事的優位はそれが見えることによってソフトパワーの良質な役割を半減させる。スマートパワーはハードパワーの影に隠れてゆく。

問題なのは、この不可避のジレンマを中心的課題として掘り下げ、論じることなく論者たちが安易に議論を組み立てていることである。同じ2人がほとんど同じ時期に発表したもう一つの報告書「日米同盟——2020年へ、アジアをあるべき姿に⁴」が、その安易さの結末を示している。

スマートパワー論者が日米同盟のために日本に要求したことは、次のような諸項目であった。

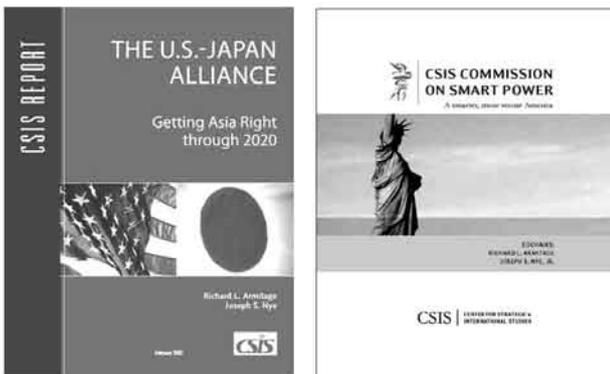
- 憲法の制約が日米同盟の強化に限界を与えているとの認識を踏まえている憲法論争を歓迎する。
- 日本の軍事予算はGDP比で世界134位であり、少なすぎる。
- 武器輸出禁止の解除をミサイル防衛に限定せずに拡大するべきである。
- 日米防衛産業の協力の実現を目指すべきである。そのために、機密保護のための包括的な協定が必要。
- 日米協力強化のため宇宙の安全保障利用の議論を歓迎する。

ここに示されている彼らのスマートさは、米国との軍事協力を促進するために、日本が保持しているソフトパワーである憲法秩序のエッセンスを日本に放棄させようとするものである。同盟国のスマートパワーと統合することによって、米国のスマートパワーが増すという発想が生まれないところに、彼らのスマートパワーの欠陥がある。

オバマ政権の外交を「スマートパワー」として特徴づけることは、その可能性を著しく切り縮めることになるであろう。彼の就任演説にある「主張の公正さ、模範を示すこと、謙虚さや自制」を強調する安全保障概念こそ、開発されなければならない。(梅林宏道) **M**

注

- 1 08年6月「国防戦略」。引用訳は筆者。
www.defenselink.mil/pubs/2008NationalDefenseStrategy.pdf
- 2 引用訳は筆者。www.state.gov/secretary/rm/2009a/01/115196.htm
- 3 www.csis.org/pubs/ から読むことができる。引用訳は筆者。
- 4 同上。抜粋訳 本誌第277号（07年4月1日）。



07年に出された2つのアーミテージ／ナイ報告の表紙。左：「日米同盟」（07年2月）。右：「スマート・パワー」（07年11月）。

戦争の歴史を 学び、核廃絶の その先へ

前広島市長
平岡 敬さん



写真:今井明

私が核兵器廃絶や平和を考える上でいつも大切にしてきたことは、常に人間の視点から物事を考えるという事です。私は広島市の本川小学校で学び、中学校からは家族とソウルで暮らしました。1944年に京城帝国大学の予科に入りましたが、45年の春からは学徒動員により北朝鮮、興南にある日本窒素のアルミニウム工場で働きました。

私自身は8月6日の広島への原爆投下を体験していませんが、敗戦のとき、私の思想と活動の原点となる体験をしました。9日にソ連が参戦したため、11日になると山の向こうから次々と避難民の群れが逃げてきました。着の身着のまま子どもや荷物を背負い、土埃で髪も眉毛も真っ白になり、みな必死の顔をして、物も言わずに逃げていました。その姿を見た時、「日本はもう負けているんだな」と感じました。

その時私は17歳で、敗戦によって丸裸で放り出され、国家は私たちを守ってくれないのだ、ということを知りました。軍国少年だった私にとっては、明日からの自分の人生がなくなるような大変な出来事でした。しかし8月16日の朝、宿舎の外に出てみると、一人の朝鮮人の農民が一生懸命畑を耕していました。その姿を見て、国家がどうなろうと自分の手で畑を耕して生きているのが庶民なのだ深く感じました。9月の末に一家で引き揚げて来た広島は、焼け野原になっており、親戚や小学校の頃の友人も犠牲になりました。国家というものを考える時、いつもこうした自分の敗戦体験を思い起こします。

その後大学を出て、52年に中国新聞に入社し、60年頃から被爆者の取材をするようになりました。被爆者から何度

も「なして早う戦争を止めんかったんかいのお。記者さん、あんたどう思うか?」と訊かれました。その問いを、私はずっと反芻してきました。もちろん戦争指導者の責任は大きいのですが、当時の新聞が大本営発表を垂れ流し、真実の報道をせず戦意高揚を煽った責任もまた重いことを、考えざるを得ませんでした。私たちは放置されている被爆者の悲惨な状態を書き続け、政府に対して被爆者援護を訴えました。

65年、日韓の国交が正常化してからすぐに韓国へ行き、被爆者を探しました。それまでは広島・長崎の被爆者のことを知ってはいても、朝鮮人被爆者のことは自分の問題として考えてこなかったという反省があったため、ルポを書き、日本人に訴えていきました。日本と韓国、2つの国から見捨てられた彼らの悲しみを聞いて、「国家とは一体何なのだ」という思いを強くしました。その後、記者の枠をはみ出しながら、韓国人被爆者の支援活動を続けましたが、一方で韓国には「広島に原爆が落ちたのは当然の報いである」と思っている人が非常に多いことを知りました。

私たちは、「いかなる理由があっても核兵器は使ってはならない」と世界に訴えています。未だにアジアの人たちに納得してもらっていません。それは結局私たち日本人があの戦争の責任について、自分たちの手で決着をつけて来なかったためでしょう。ヒロシマの平和への思いとアジアの人々の感情との溝をどうやって埋めていくかということが、私の課題になりました。広島市長の時に開催した94年アジア大会をはじめ、市長退任後のカンボジアでの「ひろしまハウス」の建設、カザフスタンの被爆者支援「ヒロシマ・セミパラチンスク・プロジェクト」などに取り組んでいるのもそのためです。

90年の周辺事態法以降の日本の動向は、戦前と非常に似てきています。破局というものは一挙に来るのではなく、徐々に来るのです。そして気付いた時には、いつの間にか取り返しのつかない状況になっている、というのが戦前の歴史からよくわかります。最も重要な役割を果たすのは、マスコミと教育だと思います。教育によって、軍国少年も、平和を築いていく人間もつくられます。戦争への道を開くのも、また平和への道を開いていくのもマスコミと教育です。戦前の反省から戦後のマスメディアはスタートしたはずですが、どうも今はそれを忘れてるように見えます。国民の側に立った報道をさせるために、市民はマスコミを叱咤激励し、真実の報道をしてくれと行っていくべきです。

また、「戦争はいけな、だから今の平和を守ろう」という現状維持的な平和主義に留まってはなりません。核兵器がなくなるだけでは本当の平和は達成されません。平和を脅かす貧困、病気、人権侵害、環境問題などを一つずつ解決していくことが大事です。核廃絶は最終目標ではなく、どのような社会をつくるのかという目標を持って初めて、私たちの運動が力を持つのではないかと。私たちが目指すのは、豊かで公正で、誰もが安心して暮らせる社会をつくっていくことです。(談。まとめ:塚田晋一郎)

ひらおか・たかし

1927年広島生まれ。75年中国新聞社取締役編集長。86年中国放送代表取締役社長。91年広島市長に当選、2期務める。95年ハーグ国際司法裁判所で口頭陳述、「原爆ドーム」の世界遺産登録など数々の業績を残す。著書に『希望のヒロシマ』(岩波新書)など。

日誌

2009.2.6~3.5

作成 塚田晋一郎、新田哲史

CIP = 国際政策センター / IAEA = 国際原子力機関 / ICNND = 核不拡散・核軍縮に関する国際委員会 / MD = ミサイル防衛 / MOX = ウラン・プルトニウム混合酸化物 / NATO = 北大西洋条約機構 / NYT = ニューヨーク・タイムズ / WINEP = ワシントン近東政策研究所

- 2月6日 第45回ミュンヘン安全保障会議閉幕（～8日）。
- 2月10日 イスラエル総選挙。右派政党が躍進、過半数を占める。
- 2月12日 1月に訪朝した米CIPのハリソン氏、北朝鮮軍幹部が核弾頭製造に着手した可能性を示唆したと米下院委員会公聴会で証言。
- 2月13日 クリントン米国防長官、北朝鮮が核計画を完全かつ検証可能な形で放棄すれば、国交正常化の用意がある、との考えを示す。
- 2月14日 ICNND第2回会合がワシントンDCで開幕（～15日）。広島・長崎の被爆者が証言。
- 2月14日 キム前米国防務省朝鮮部長が08年5月に持ち帰った寧辺の核施設関連資料（文書）に、高濃縮ウランが付着していたことが判明。
- 2月15日 70年代以降、パキスタンのカーン博士に、核開発に必要な資材が複数の日本企業から大量に輸出されていたことが判明。
- 2月16日 英仏の核搭載原潜同士が2月3日または4日に大西洋で衝突したとの複数報道。その後両国防務省が「数日前に」発生と発表。
- 2月17日 麻生首相とクリントン米国防長官が東京で会談。日米同盟強化で一致。その後、長官は小沢民主党代表とも会談。
- 2月18日 東亜日報、北朝鮮が寧辺の核施設近くにウラン濃縮地下施設を建設、稼働させているとの情報を米韓が共有と報じる。
- 2月19日 IAEAのエルバラダイ事務局長、イランがウラン濃縮活動を継続し、調査に協力していないとする報告書を理事会35か国に配布。
- 2月23日 韓国国防省、「2008年版国防白書」を刊行。北朝鮮が射程3000キロの新型中距離ミサイルを07年に実戦配備したと明記。
- 2月24日 オバマ米大統領、施政方針演説。大半が経済などの内政問題。核兵器など冷戦時代の兵器体系の見直しを表明。
- 2月25日 イラン原子力庁、ロシアの支援でイラン南部に建設したプシェール原発の工事が完了し、模擬燃料での試運転を開始と発表。
- 2月26日 岐阜県各務原市の航空自衛隊岐阜基地にPAC3が配備される。
- 2月26日 ヒル米国防務次官補、北朝鮮の人工

- 衛星を打ち上げるとの発表を「ミサイルの打ち上げ」とし、安保理決議違反との見解を示す。
 - 2月27日 米イージス艦アンティータム、鹿児島港に入港。
 - 2月27日 米原子力空母ジョン・C・ステニス、佐世保港に寄港。
 - 3月1日 李明博・韓国大統領、「北朝鮮を守るのには核やミサイルではなく、韓国や国際社会との協力だ」と演説で対話再開を呼び掛ける。
 - 3月2日 北朝鮮「祖国平和統一委員会」、李・韓国大統領の呼び掛けを「腹立たしい詭弁」として拒否、退陣を要求する報道官談話を発表。
 - 3月2日 NYT、2月上旬にオバマ米大統領がメドベージェフ露大統領に書簡を送り、露がイランの核開発阻止に協力すれば、米は東欧MD配備を譲歩すると提案していたと報じる。
 - 3月3日 オバマ米大統領、メドベージェフ露大統領への書簡を送ったことは認めるも、MDに関する提案についての報道を否定。
 - 3月3日 クリントン米国防長官、エルサレムでイスラエルのペレス大統領らと会談。4日、パレスチナ自治区でアッバス議長と会談。
 - 3月4日 警視庁公安部・広島県警合同捜査本部、核兵器開発に転用可能な機械を輸出したとし、工作機器会社「ホーコス」の4人を逮捕。
 - 3月4日 「ホーコス」が85年以降、核開発転用可能な工作機械「マシニングセンタ」1018台を16か国に輸出したとの報道。毎日新聞。
 - 3月5日 NATO外相理事会がブリュッセル本部で開催。グルジア紛争勃発で中断している「NATOロシア理事会」の早期再開で合意。
 - 3月5日 ラッド豪首相と李韓国大統領がキャンベラで会談。9項目の安全保障協力に関する共同宣言と行動計画を発表。
 - 3月5日 米シンクタンクWINEP、イラン核開発をめぐる報告書を公表。イスラエルが2年以内にイランを攻撃する可能性があるとしす。
 - 3月5日 中部、四国、九州3電力会社の依頼で加工されたMOX燃料が仏シェルブール港から日本へ出発。輸送船到着は2か月後の見通し。
- 沖繩
- 2月10日 キャンプ・ハンセン内レンジ4のヘリポートに航空自衛隊のCH47J輸送ヘリが2度着陸。日米共同救難訓練の人員輸送が目的。
 - 2月10日 日米両政府、合同委員会で嘉手納基地の海軍駐機場を主要滑走路の反対側に移転することを承認。騒音軽減のための措置。
 - 2月11日 在沖海兵隊報道部、金武町伊芸被弾事件で、発見された銃弾2発は「海兵隊の訓練とは直接的な関係はない」との結論を発表。
 - 2月12日 米海軍の攻撃型原潜ハンプトン、ホワイトビーチに寄港。
 - 2月17日 クリントン米国防長官と中曽根外相、「在沖米海兵隊のグアム移転に係る協定」に署名。（本号参照）
 - 2月18日 米軍機が沖繩の民間地に墜落した

ニューヨーク 国連ワークショップ

03～05年に続き、今年もピースデポは、北東アジア非核兵器地帯をテーマに、NPT再検討会議準備委員会会期中（5月4日-14日）にワークショップを開催します。詳細は後日。ご期待ください！

「核兵器のない世界」へ アジアからの貢献

—北東アジア非核兵器地帯の意義(仮)

2009年5月8日(金) 午後3時～6時
ニューヨーク国連本部内会議室

●共催
ピースデポ、平和ネットワーク(韓国)

- 事故を想定した日米合同訓練、ホワイトビーチで実施。在沖米海軍から200人以上が参加。
- 2月19日 麻生首相、衆院予算委員会で米軍再編が「抑止力強化」を目的としたものであるとの認識を明示。
 - 2月20日 知事、米下院軍事委員会委員らと会談。地位協定の抜本的見直しや米軍再編合意の推進で、米政府への働き掛けに協力求める。
 - 3月22日 民主党県連09年度定期大会。在沖海兵隊グアム移転協定に反対し、普天間飛行場の県外・国外移転を働き掛ける方針を確認。
 - 2月26日 嘉手納ラブコンに異常発生。那覇空港を発着する民間機27便に遅れ。
 - 2月27日 福岡高裁那覇支部、新嘉手納爆音訴訟の控訴審判決。W75以上の区域で賠償認める。飛行差し止めや健康被害の訴えは棄却。
 - 3月5日 米海軍第7艦隊のMH60ヘリ2機、うるま市浜比嘉島の浜辺に悪天候で緊急着陸。

今号の略語

- AAV=水陸両用攻撃車両
- ABM=対弾道ミサイル(条約)
- ALCM=空中発射巡航ミサイル
- ARG=水陸両用即応団
- ICBM=大陸間弾道ミサイル
- JCIC=合同遵守査察委員会
- LCAC=エアクッション型揚陸艇
- MD=ミサイル防衛
- MIRV=個別誘導複数目標弾頭
- NATO=北大西洋条約機構
- NTM=自国の検証技術手段
- SLBM=潜水艦発射弾道ミサイル
- SORT=戦略攻撃力削減条約
- START=戦略兵器削減条約

ピースデポの会員になって下さい。

会費には、『モニター』の購読料が含まれています。会員には、会の情報を伝える『会報』が郵送されるほか、書籍購入、情報等の利用の際に優遇されます。『モニター』は、紙版（郵送）か電子版（メール配信）のどちらかを選択できます。料金体系は変わりません。詳しくは、ウェブサイトの入会案内のページをご覧ください。（会員種別、会費等については、お気軽にお問い合わせ下さい。）

ピースデポ電子メールアドレス: 事務局<office@peacedepot.org> 梅林宏道<CXJ15621@nifty.ne.jp>

田巻一彦<tamaki@peacedepot.org> 塚田晋一郎<tsukada@peacedepot.org> 中村桂子<nakamura@peacedepot.org>

宛名ラベルメッセージについて

- 会員番号（6桁）: 会員の方に付いています。
- 「(定)」: 会員以外の定期購読者の方。
- 「今号で誌代切れ、継続願います。」誌代切れ、継続願います。: 入会または定期購読の更新をお願いします。
- メッセージなし: 贈呈いたしますが、入会を歓迎します。



書: 秦莞二郎

次の人たちがこの号の発行に参加・協力しました。

田巻一彦（ピースデポ）、塚田晋一郎（ピースデポ）、中村桂子（ピースデポ）、湯浅一郎（ピースデポ）、新田哲史、津留佐和子、中村和子、華房孝年、福井拓也、梅林宏道